

社会福祉法人 聖朋会
特別養護老人ホーム サンシャインつくば
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 運営規程

(目的)

第 1 条 この運営規程は、介護保険法の理念に基づくと共に要介護老人等の家族介護者が一時的にその介護が困難となった場合に、当該要介護老人等を短期に利用入所し、要介護老人等及びその家族介護者の身体的、精神的負担の軽減及び援助を行うことにより、もって在宅福祉の向上に資するため、社会福祉法人 聖朋会が設置運営する短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業所の名称)

第 2 条 この事業を行う事業所の名称は、「特別養護老人ホームサンシャインつくば」(以下は「事業所」と言う。)と称する。

(事業所の設置場所)

第 3 条 事業所は、茨城県かすみがうら市上大堤 210-27 番地に事務所を設置する。

(実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は、社会福祉法人 聖朋会が行うものとする。

(基本方針)

第 5 条 事業所は、利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう積極的に支援し、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)に当たっては、入浴・食事等の必要な介護や機能訓練など各種のサービスの提供を行い、利用者の健康管理を十分に行いつつ、心身機能の維持助長等すべての介護対応には、尊厳の念を持って介護に当たるとともに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

(運営方針)

第 6 条 事業所の提供する短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示を尊重し、これらの趣旨及び内容に沿った運営方針とする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 利用者又は家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

- 5 事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 6 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護を提供する。
- 7 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りである。但し、全ての職員は併設する介護老人福祉施設（従来型特別養護老人ホームサンシャインつくば）の職員と兼務するものものとする。

- 1 管理者 1名
 - (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務の総括的任務に当るものとする。
 - 2 管理者は清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
 - 3 管理者は職員の資質向上のため研修を確保する。
- 2 医師 1名
 - (1) 医師は入所者の健康維持に必要な処置を行う。
 - (2) 医師は他の施設または事業所との兼務を行っても、差し支えないものとする。
- 3 生活相談員 1名以上
 - (1) 生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び介護サービス計画の立案、実施にあたる。
 - (2) 生活相談員は他の業務との兼務を行っても、差し支えないものとする。
- 4 看護職員 2名以上
利用者の看護及び必要な日常生活上の世話をを行う。
- 5 介護職員 看護職員との合計が常勤換算法で14名以上
利用者の必要な日常生活上の世話をを行う。
- 6 機能訓練指導員 1名
 - (1) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
 - (2) 機能訓練指導員は他の業務との兼務を行っても、差し支えないものとする。
- 7 介護支援専門員 1名
 - (1) 介護サービス計画の作成を行う。
- 8 管理栄養士 1名
栄養士は、給食管理、利用者の栄養管理(栄養ケアマネジメントの実施)にあたる。
- 9 事務員 若干名
事務員は、庶務及び会計にあたる。

(営業日・営業時間)

第 8 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、年間を通じて休日を設定しないものとする。
- (2) 営業時間は、24 時間体制とする。但し利用者の受入・退所日及び受入・退所時間については、原則として次の通りとする。
 - ①受入については原則として
受入日…月曜日～金曜日 受入時間…午前 9 時～午後 4 時
 - ②退所については
退所日…利用者と家族の都合の良い日とする。
退所時間…午前 9 時～午後 6 時を原則とする。

(利用定員)

第 9 条 1 日に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供する定員は 10 名迄とする。

特養の空床利用の場合の体制も同様とする

(短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）業務提供内容)

第 10 条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）のサービス業務提供の内容は次の通りとする。

- (1) 利用者の要介護状態等に応じて以下各号の介護保険給付対象サービスを適切に行う。
 - ①短期入所生活介護計画を作成し、必要適切なサービスを提供する。
 - ②1 週間に 2 回以上、一般浴槽、特殊浴槽により最適な方法をもって、利用者を入浴又は清拭するものとする。
 - ③適切な方法により、排泄の自立に向けて必要な援助及び介護を行う。
 - ④おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - ⑤利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行う。
 - ⑥栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適切な時間に適温の食事の提供及び食事介助を行うものとする。
 - ⑦日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、レクリエーション、グループワーク及び趣味活動等の日常動作訓練を行う。
 - ⑧利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために体温、血圧及び脈拍等について適切な対応を行うものとする。
 - ⑨利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を行い、利用者又はその家族に対し、相談に応ずるとともに、必要な助言と指導又はその他必要な援助を行うものとする。
 - ⑩送迎サービスについては、厚生大臣が別に定める場合は、その扱いによるものとする。
- (2) 利用者や家族等の要望に応じて以下各号の介護保険給付対象外のサービ

スを適切に提供する。

- ①送迎サービス（厚生大臣が別に定める場合を除く） 実費
通常の事業の実施地域外からの利用者の送迎依頼がある場合は、利用者の同意を得てから、次により送迎費用の請求を行うものとする。

通常の実施地域を超えた地点から

送迎距離片道 2km までの距離については 600 円
送迎距離片道 2km を超える距離については 500m毎に 100 円を加算

- ②利用者の嗜好等の希望による特別の食事サービス 実費

なお、通常の食事火要については、厚生大臣が定める基準額とする。

- ③理髪・美容サービス 実費

- ④利用者の好みによる希望のおむつ代金（厚生大臣が別に定める場合を除く）
実費

- ⑤教養娯楽、レクリエーション行事の提供に伴うサービス費用 実費

- ⑥その他、利用者又は家族の都合により受けるサービス 実費

- ⑦前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適切と考えられるサービス 実費

- 2 前項による費用の支払いにかかるサービスを提供する際には、事前に利用者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を受けなければならない。

- 3 第 1 項にかかる自己負担分の利用料金の支払いについては、現金又は銀行振込により指定期日までに支払い受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 11 条

通常の送迎の実施地域は、かすみがうら市、土浦市、石岡市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 12 条 当事業所のサービスを利用するに当たっては、次の事項について協力依頼することとする。

- (1) 面会時間帯については、原則として午前 9 時～午後 6 時までとする。
- (2) 外出については、原則として前日の午後 3 時までに、外出先と外出時間及び帰所時間を職員に連絡するものとする。
- (3) 外泊については、原則として 2 日前の午後 3 時までに、外泊先と外泊時間及び帰所時間を職員に連絡するものとする。
- (4) 設備等の利用については、居室、共用施設及び敷地等を本来の用途に従って利用するものとする。
- (5) 喫煙・飲食等については、施設における定められた場所で、また定められた時間帯において、許可することとする。
- (6) 他の利用者への騒音、汚損等の迷惑行為又は安全管理の観点からの職員の

指示・助言に従わない行為については禁止する。

- (7) 私物の管理として、利用者自身にて管理することとする。
- (8) 金銭の管理については、原則として利用者自身による管理とするが、必要とする場合は、利用者の金銭管理委託の申出により、別途の金銭管理委託契約書により、金銭管理を受託するものとする。

(サービス提供記録の記載)

第13条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）費用について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の資料に、その他必要な記録を所定の書類に記載するものとする。

(秘密保持)

第14条 事業所の管理者、従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。

- 2 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員等との雇用契約の内容とするなど必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第15条 提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合には、利用者又は家族に正確な事故事実関係を説明し、双方の納得の上で損害賠償行為を行う。

(衛生管理)

第17条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施するなど、常に衛生管理に十分留意するとともに、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時の対応)

第18条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス提供中に利用者の心身の状況に異変が生じ、或いは事故・急病等緊急事態が生じたときには、速やかに主治医或いは協力病院に連絡する等の必要適切な措置を講ずるとともに、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止に努め、その対応を協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をする。但し、事業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第19条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は、利用者の避難等適切な措置を迅速に講じなければならない。

- 2 消防設備等棒最上必要な設備を設けるとともに、非常口、避難設備等を常に点検し、所轄消防機関及び地元消防団との連携を密に行う。
- 3 別に定める防災管理規定及び消防計画により、火器取締りに関して必要と認められる事項、防災管理者及び火器取締責任者並びにその役割等を明確にしておくものとする。
- 4 非常災害に対する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 5 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認して災害時には、避難等の総指揮を執るものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、オンライン会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認の為に協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束適正化に向けた体制等)

第21条 管理者は、身体拘束適正化に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会を設置し、その責任者は管理者とする。
- (2) 身体拘束身体拘束適正化検討委員会は、職員への研修内容、緊急やむを得ない場合の身体拘束について検証する。尚、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、オンライン会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上身体拘束適正化の研修を受講する。

(4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合の身体拘束については、以下を遵守する。

- ① 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明し同意をえなければならない。
- ② その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう特別養護老人ホームの事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という)を策定する。

(協力医療機関との契約)

第23条 事業所は常に利用者の健康不安の解消に努め、医療ニーズに対応できるよう機能の充実と整備を図り、併せて協力医療機関を次の通り指定契約し、機動的・総合的な医療措置に努めるものとする。

- ① 川島医院 内科 小児科
- ② 神立病院 内科 外科 整形外科 他
- ③ 吉田歯科医院 歯科

(その他運営上の留意事項)

第24条 事業所の管理者は従業員等の資質の向上を図るため、積極的に各種の研修に参加させ、利用者本位の運営サービスに努めなければならない。

- 2 事業所は、この事業を行うに当たり、サービス提供記録、ケース記録、利用者負担金出納帳簿、その他必要な記録を事業完結年度から5年間保存整備しなければならない。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

第25条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明し同意を得なければならない。
- 3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(付則)

この運営規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日改訂

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 22 年 4 月 1 日改訂

平成 24 年 12 月 1 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

令和元年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 10 月 1 日改訂